

**がん患者及びその家族に対する
就労支援を充実させる対策のための提言書**

**熊本県がん患者支援向上対策会議
(就労支援対策)**

平成27年12月

～ 目 次 ～

1	熊本県がん患者支援向上対策会議（就労支援対策）について	P. 1
2	主な検討事項	P. 1
3	検討に当たっての現状の把握、課題について	P. 2
	（１）国の就労支援対策について	
	（２）本県の就労支援対策等について	
	①熊本県がん対策推進計画	
	②県内の２０～６４歳のがん患者罹患者数等の状況	
	③がん診療連携拠点病院のがん相談に関する状況	
	④がん相談員WG相談員向け就労支援アンケートの結果	
	⑤県内企業・団体の状況	
	⑥県内の就労支援に関する取組み等	
	（３）他の都道府県の就労支援対策について	
4	就労支援対策について	P. 7
	（１）就労支援対策の整理について	
	①がん患者・経験者とその家族（以下「がん患者等」という。）	
	②医療機関（医師、医師以外の医療従事者、がん相談員）	
	③企業等（企業・団体、産業医・保健師等）	
	④その他（行政、労働機関、社会保険労務士会）	
	（２）就労支援対策について	
	【最優先で実施することが望ましい対策】	
	【優先して着手又は実施することが望ましい対策】	
	【今後効果等を含めて検討が必要な対策】	
5	就労支援対策のフォローアップについて	P. 10
	（参考）検討の経緯等	P. 10
	（参考資料）	

1 熊本県がん患者支援向上対策会議（就労支援対策）について

本県では、平成23年の統計によると、20歳から64歳までの3,511人ががんに罹患している。一方、日本の全がんの5年相対生存率は57%で徐々に改善傾向にあり、がんの治療を継続しながら就労している方も多くなっている。このような中、就労可能な状態にもかかわらず、復職、就労を継続することが困難なケースも生じており、就労を継続・維持するための情報提供や相談体制の整備等の必要性も高まっている。

厚生労働省においても第2期がん対策推進基本計画及びがん対策加速化プランで「がん患者の就労」を重点課題として位置づけ、「がんとの共生」に力を入れている。

このような状況を踏まえ、本県では、第2次熊本県がん対策推進計画に基づき、がん患者等の就労支援に係る対策を推進するとともに、既存の国の検討状況等を把握し、就労支援をより実効性のあるものとするため、就労支援に関する関係機関・団体の委員をメンバーとする会議にて、就労支援に係る現在の課題、状況を取りまとめ、具体的な対策及び方向性について意見交換を行った。

＜がん患者支援対策検討会議（就労支援）委員＞

区 分	氏 名	所 属
座 長	あいとう きぬよ 相 藤 絹代	熊本学園大学 社会福祉学部社会福祉学科准教授
委 員	あだち み き 安 達 美樹	熊本大学医学部附属病院 がん相談支援センター副看護師長
委 員	かしま ひろし 加 島 裕士	熊本県経営者協会専務理事
委 員	ながの か す み 長 野 加寿美	熊本県社会保険労務士会社労士
委 員	ふくやま みきや 福 山 幹也	熊本労働局職業対策課課長補佐
委 員	まつだ ようこ 松 田 陽子	がんサロンネットワーク熊本理事
委 員	よしだ み の る 吉 田 稔	熊本県がん診療連携協議会 相談支援・情報連携部会 (熊本赤十字病院血液・腫瘍内科部長)

(五十音順)(表中 敬称略)

2 主な検討事項

国及び本県のがん患者等の就労支援の課題、現状の把握を行い、各主体が取り組むことが望ましいと考える施策でより効果的なものについて、意見交換を行った。就労支援策の整理を受けて、各主体で今後必要とされる就労支援策として①最優先で実施することが望ましい対策、②優先して着手又は実施することが望ましい対策、③今後効果等を含めて検討が必要な対策に分けて、取りまとめを行った。

3 検討に当たっての現状の把握、課題について

(1) 国の就労支援対策について

厚生労働省では「がん患者の就労」を重点課題として位置づけ、「がんとの共生」に力を入れている。昨年 2 月～6 月には「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」が開催され、がん患者の就労や就労支援に関する現状を含む、「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書」が取りまとめられた。

* がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書（概要）は参考資料 1 のとおり。

＜現在実施されている就労支援対策＞

①厚生労働省科学研究費（就労分野）の研究による各種支援ツール作成等

働くがん患者と家族に向けた包括的就業支援システムの構築に関する研究等により、がん患者向け「診断されたら初めに見るがんと仕事の Q & A」等の各種支援ツールが作成されている。

* 2 既存の各種支援ツールは参考資料 2 のとおり。

②がん患者の就労に関する総合支援事業

がん診療連携拠点病院の相談支援センター等に就労に関する専門家（社労士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど）を配置し、がん患者が抱える就労に関する問題をくみ上げ、就労に関する適切な情報提供と相談支援を行う。

※がん診療連携拠点病院機能強化事業（国指定がん診療連携拠点病院）の補助として実施中。

③治療と職業生活の両立等の支援対策事業

長期にわたる治療等が必要な疾患を抱えた労働者の就労継続に関する事例を収集し、就労継続支援の在り方に関する検討を行うとともに就労継続支援の指針等を作成し、広く関係者に周知する（厚生労働省の委託事業）。

④がん患者等に対する就職支援モデル事業

ハローワークに専門相談員（就労支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターへの出張相談、労働市場・求人情報等雇用関係情報の提供、相談支援センターからの就職希望者の誘導等、がん患者等に対する就職支援モデル事業を実施。

※平成 28 年度から、全国展開される予定。

(2) 本県の就労支援対策等について

①熊本県がん対策推進計画

標記計画では、「4 がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上(2) 働く世代のがん患者の就労に関する課題への対応」に位置付けられており、取り組むべき施策に「企業・職場における啓発」と「就労支援のためのネットワークの構築」が掲げられている。

<第2次熊本県がん対策推進計画(抜粋)>

4 がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上

(2) 働く世代のがん患者の就労に関する課題への対応

【現状と課題】

○がん患者の就労状況

- ・ がん医療の進歩とともに、日本の全がんの5年生存率は57%であり、がん患者が治療をしながら仕事など社会の中で活躍することが可能となっている。
- ・ 他方、厚生労働省研究班の報告書によると、がんに罹患した勤労者の30%が依願退職し、4%が解雇されたと報告されている。このように、就労可能でありながら、現実には復職、継続就労、新規就労することが困難な状況がある。

同様の指摘は、(独)労働者健康保険福祉機構の研究事業「がんの治療と就労の両立支援」でもなされている。

- ・ その主な要因としては、雇用者や職場におけるがんという病気に対する知識不足、受入れに関するノウハウ不足が挙げられる。
- ・ 通院や服薬を適切に行わず症状が悪化したり、職場でのコミュニケーション不足から自ら働きづらい環境に陥ることがないよう、患者自身の自己管理に対する理解を高めることも必要である。

【取り組むべき施策】

○企業・職場における啓発

- ・ がんの予防やがん検診の受診に関する啓発に加え、治療過程にある患者に関する知識、職場での受入れのあり方などに関する情報の提供、助言が必要である。
- ・ 県は、拠点病院、関係団体等と連携して、働く世代のがん患者が治療や療養をしながら働くことができるよう、地域や職場において、がんという病気やがん患者・経験者に対する理解が進むよう啓発に取り組んでいく。

併せて、がん患者が参加できる自己管理に関するプログラム等の情報提供を行っていく。

○就労支援のためのネットワークの構築

- ・ 拠点病院のがん相談支援センターが、単独で就労支援の相談に対応することは困難であることから、県は、連携協議会、国の労働関係機関、商工団体、企業同士のグループ活動、働く世代を対象としたがんサロンなどと、がん患者及び患者の療養を支援する家族の職場復帰の支援等に関するネットワークの構築に取り組む。

【個別目標】

- ・ 企業等に対するがんの啓発については、毎年度取り組んでいく。
- ・ がん患者等の就労問題に関する連絡会議を立ち上げ、職場復帰の支援等に関するネットワークを構築する。

②県内の20～64歳のがん患者罹患数等の状況

県内の20～64歳の年間新規がん罹患患者数は3,511人、がんによる死亡者数は922人となっている。（熊本県健康づくり推進課「熊本県のがん登録（平成23年）」（平成27年2月））

	がん罹患患者数	がんによる死亡者数
全年齢	12,094 人	5,314 人
20～64 歳	3,511 人（29.1%）	922 人（17.4%）
20～69 歳	4,773 人（39.5%）	1,356 人（25.5%）

③がん診療連携拠点病院のがん相談に関する状況

本県には「がん診療連携拠点病院」として、国指定8病院、県指定11病院があり、県内のがん医療の均てん化が図られている。平成26年度のがん診療連携拠点病院の現況報告によると、この拠点病院のみで年間新規入院がん患者延べ数は約2万8千件、年間外来がん患者延べ数は約40万件、がん相談は約1万5千件である。がん相談員は看護師や社会福祉士など85名が対応に当たっている。

<がん診療連携拠点病院のがん相談にする状況一覧>

	年間新入院がん患者数（1月～12月）	年間外来がん患者のべ数（1月～12月）	年間相談件数	1人当たり相談件数	がん相談員数（職種別）			
					看護師	社会福祉士	その他	合計
国指定（8病院）	18,372	323,537	9,121	166	24	23	8	55
県指定（11病院）	9,632	76,540	5,697	190	9	21	0	30
合計	28,004	400,077	14,818	174	33	44	8	85

④がん相談員WG相談員向け就労支援アンケートの結果

平成27年5月～6月、熊本県がん診療連携協議会相談支援・情報連携部会のがん相談員ワーキンググループに所属している県内がん診療連携拠点病院のがん相談員等に、就労支援に関するアンケートが実施された。

その結果、がん患者等からの就労相談の頻度は、拠点病院の相談員の約 7 割が 2 週間に 1 回以上であり、相談内容は「お金と健康保険」が最も多く、次に「就労の継続」であった。

また、拠点病院の相談員の約 8 割が相談時の対応に気を配っているが、約 8 割は、外部との連携、職場への関与、復職支援等で相談時に困ったことがあると回答。一方で、就労支援策がある拠点病院は 19 病院中 5 病院であり、実際に外部機関との連携の経験のある相談員は約 6 人に 1 人であった。

＜がん相談員の課題（困っていること）、要望＞

- ・ 対応手段、サポート先の具体的内容を知りたい（マニュアル等の周知徹底）
- ・ 各関係機関への周知、相談・連携窓口の決定とともに、がん相談支援センターも就労相談の窓口であることを周知する必要がある（連携、役割分担等の実施）
- ・ 相談員が相談できる場がほしい（スーパーバイザーの養成、相談員の質の向上）
- ・ 病院、患者、企業、地域、社労士、ハローワークを含めた意見交換ができる場を設定して欲しい（関係者との連携及び意識啓発）
- ・ 職場へのがんに対する啓発活動（企業等への意識啓発）

* 相談員向けがん患者就労支援関連アンケートの結果（概要）は、参考資料 3 のとおり。

⑤県内企業・団体の状況

本県では、22 企業・団体（以下「企業等」という。）が「がん予防対策連携企業・団体」に登録している。このうち、平成 26 年度にがんの就労支援等に具体的に取り組んでいる企業等は 14 であった。平成 27 年 7 月～8 月には、県内の状況を把握するため、県内の企業等に対し、企業等向け就労支援アンケートが実施された。

その結果、がん患者が「いる」と答えた企業等は約 5 割で、がんに罹患した従業員がいる企業等の就労状況は「退職せずに就労を継続している」との回答が約 9 割を占めた。そのような中、仕事と治療の両立できる職場づくりの必要性は、約 8 割が必要性を感じると回答した。

＜仕事と治療の両立できる職場づくりを進める上で必要性を感じている内容＞

- ・ 主に必要となる就業上の配慮、他社での取組み事例
- ・ 患者や企業等が相談できる窓口
- ・ 企業等や患者に対する経済的支援
- ・ がんに関する情報や産業医等との連携に関する情報
- ・ よい労働環境を作るための企業等への啓発

* 企業団体向けがん患者就労支援関連アンケートの結果（概要）は、参考資料 4 のとおり。

⑥県内の就労支援に関する取組み等

＜相談窓口＞

窓口名	実施主体	実施項目
若者がん相談	熊大病院	毎週金曜 10 時～12 時、仕事と治療の両立、仕事復帰のタイミング等の相談に対応。
がんサロン（出水南がんサロン・働き世代のがんサロン等）	各がんサロン世話人	毎月 1 回、県内がんサロンで若者や就労者等を対象としたがんサロンを実施
おしゃべり相談室	県	熊本赤十字病院、熊本市民病院、国立熊本医療センターで月 10 回、2～3 時間程度実施。
がん相談ホットライン	熊本市	毎週月曜・木曜 9 時半～15 時半、電話、来所によるがん相談を実施。
公共職業安定所（ハローワーク）	熊本労働局	県内 10 か所で対象者の特性に応じた専門的な支援を実施。各種の専門相談窓口がある。

＜研修会＞

がん相談員ワーキンググループ主催「がん相談員研修会」平成 27 年 7 月
 テーマ：就労支援 対象：県内がん相談員

＜企業等の登録＞

がん検診、就労支援等に具体的に取り組む企業等の登録制度（がん予防対策連携企業等）があり、現在 22 企業等が取り組んでいる。毎年 1 回報告を求めており、その中で企業等内の就労支援等の取組みについても確認している。

（３）他の都道府県の就労支援対策について

- ・がん患者の治療と仕事の両立への優良な取組みを行う企業の選定及び選定企業の事例紹介（東京都、奈良県）
- ・社会保険労務士会の協力を得て、がん診療連携拠点病院で就労相談をしていただける社労士名簿を作成し、配布（岐阜県）
- ・医療機関と事業所の情報共有シートの作成（滋賀県）
- ・社労士による就労相談の実施（富山県、三重県、島根県、山口県）
- ・事業所を対象とした研修会の実施（複数県） 他

4 就労支援対策について

(1) 就労支援対策の整理について

各主体に分け就労支援に関するニーズ・課題及び就労支援策を国の報告書及び実施アンケート等を参考に、以下のとおり、整理した。

①がん患者・経験者とその家族（以下「がん患者等」という。）

（課題・ニーズ）

- ・相談先が分からない。
- ・職場に対して病状等が説明できない、又は伝えにくい。
- ・がんや治療に伴う身体的、心理的・社会経済的な問題がある。

（就労支援策の内容）

- a 就労支援の相談窓口一覧（社労士、ハローワーク、がん情報サービスガイド等のウェブサイト情報を含む）の作成・配布する仕組みの整備
- b 相談支援センターの活用推進、ピアサポート体制の充実・実施、24時間がん就労ホットラインの設置
- c 産業医・保健師の活用推進（就労先の相談窓口の充実）
- d 職場に説明する支援シート又はチェックシートの作成、提供（患者とドクターとの情報共有）
- e がんに対する正しい知識の普及啓発、がんと診断され就労継続を望む場合のあるべき姿の普及啓発

②医療機関（医師、医師以外の医療従事者、がん相談員）

（課題・ニーズ）

- ・就労継続を意識した説明、声かけが十分でない。
- ・就労支援に関する知識、技量、情報が十分でない。
- ・職場との情報共有が十分でない。
- ・がん患者等の就労ニーズの把握が十分でない。

（就労支援策の内容）

- a 医療機関で「今すぐに仕事を辞める必要はない」と明記した書類を渡す取り組みの周知徹底（就労継続を意識した治療方針説明の強化）
- b 医療従事者への相談窓口（がん相談支援センター）の周知啓発、医療従事者への研修事例等の提供
- c 専門家（ハローワークや社労士）と連携した相談対応、医療従事者や相談員に対する研修の実施
- d 職場（産業医や人事担当）と連携するための支援シートの作成、導入
- e 土曜・休日診療の試行的取り組み、外見支援専門スタッフの配置

③企業等（企業・団体、産業医・保健師等）

（課題・ニーズ）

- ・がんは私傷病であるため、手厚い対応が難しい。経営的な負担がある（代替要員の確保、休業中の保障、社会保険料の負担等特に企業規模が小さい企業等における対応は大きな課題）。
- ・主治医と産業保健スタッフ（産業医・保健師等）との連携が十分でない。
- ・がんそのものや治療の内容、仕事への影響が分からない。相談体制、情報が十分でない。
- ・柔軟な勤務制度の整備が困難。

（就労支援策の内容）

- がんに対する正しい知識の普及啓発（労働者・管理職など、社会全体への啓発、がんをオープンにできる職場環境づくりを含む）
※ 長期的な視野として、「がん教育」への対応が必要。
- 仕事と治療の両立を支援する就業規則の整備と周知
- 従業員への研修、産業保健スタッフへの研修、がん患者等の人材活用
- 企業等における産業保健スタッフの活用、職員・家族への周知
- 治療方針等に関する支援シートの作成（医療機関と企業の情報共有）、がん患者等、主治医、産業保健スタッフが連携した病状、配慮事項の共有、地域の相談窓口と連携した相談支援の実施、モデルケースの作成
- 企業等の経済的負担軽減策の検討

④その他（行政、労働機関、社会保険労務士会等）

（課題・ニーズ）

- ・がんに対する知識が十分でない。
- ・関係者間の連携が十分でない。
- ・活用可能な制度の周知が十分でない。

（就労支援策の内容）

- 「がん患者等就労支援ネットワーク会議（仮称）」の設置・開催
- がん相談員等からの相談に応じるスーパーバイザーの人材養成
- 啓発チラシやマニュアル等支援ツールの提供（コンパクトな概要版。ハローワーク等で実施している就労支援メニュー等の積極的周知）
- がん患者等の就労支援に対応可能な社会保険労務士の育成（研修）、名簿の作成・活用、社会保険・休職制度の正しい知識の普及啓発、活用推進
- がん患者等が働きやすい職場の登録と表彰、他の企業等の取組み紹介
- 国・行政等の取組みの情報発信、就労困難者の差別禁止及び合理的配慮提供義務の周知

(2) 就労支援対策について

就労支援対策をより実効性のあるものとし、県民にその対策を実感してもらえるよう、以下のとおり、最優先で実施することが望ましい対策、優先して着手又は実施することが望ましい対策、今後効果等を含めて検討が必要な対策に分けて形に提言する。

なお、対策の実施に当たっては、県を中心に関係機関が連携・協力して実施することが必要である。

【最優先で実施することが望ましい対策】

◎ 「がん患者等就労支援ネットワーク会議（仮称）」を設置・開催するなど、顔の見える関係づくり（④a→他施策検討）

「がん患者等就労支援ネットワーク会議（仮称）」を設置し、関係者間連携を促進し、中長期対策の検討の場とするとともに、就労支援シート等の作成、活用等を図り、PDCAサイクルによる定期的な評価を行う。さらに、医療機関、就労関係者等の情報共有、顔の見える関係づくりを目的とした定期的な会の開催に努める。

◎ 医療従事者、相談員、労働者及び経営者等に対する研修・講演会等の実施（拡充）（②c、③c、④d）

それぞれの関係機関で、既存の研修会、講演会等を活用するなど、社会保険労務士会や熊本労働局等を含む関係機関と連携し、がん患者等の就労支援の内容（がん経験就労者の体験談等）を取り入れた研修会、講演会等を実施する。

◎ 「就労支援に関する相談窓口一覧のリーフレット」作成及び患者に届ける仕組みの整備（①a～c、②a、②b、③a、④d）

関係機関が連携して、就労支援の窓口、相談支援センター、その他の支える仕組み（がん情報サービスのホームページ、産業医・保健師の業務を含む）を一覧にしたリーフレットを作成し、患者、家族が必ず訪れる窓口（外来受付、入院受付、支払窓口、調剤薬局窓口等）で配布する。また、がんと診断された方がすぐに仕事を辞めないよう、医療機関で「今すぐに仕事を辞める必要はない」と明記した書類を渡す取組みを行う。

【優先して着手又は実施することが望ましい対策】

以下の対策については、「がん患者等就労支援ネットワーク会議（仮称）」等において継続検討事項とした上で、関係機関において優先して着手又は実施することが望ましい。

- ◎各機関への啓発チラシやマニュアル等支援ツールの提供（コンパクトな概要版の提供）（② a、② b、③ b、④ c、④ d、④ f）
- ◎「がん患者、職場、医療機関等をつなぐ就労支援シート」の作成（「産業医との連携」等、就労支援を視野に入れた「私のカルテ」の活用の検討）、モデルケースの検討・実施（① d、② d、③ e）
- ◎企業等における産業保健スタッフの活用、職員・家族への周知（③ d）
- ◎就労支援の専門家（ハローワーク・社労士等）と連携した相談対応の実施（がん相談員が相談できる場の検討）（② c）
- ◎ピアサポート体制の充実・実施（① b）
- ◎がんに対する正しい知識の普及啓発等を含む「がん教育」の実施（① e、③ a、④ d）

【今後効果等を含めて検討が必要な対策】

- ・がん相談員等からの相談に応じるスーパーバイザーの人材養成（④ b）
- ・24 時間がん就労ホットラインの設置（① b）
- ・土曜・休日診療の試行的取組み（② e）
- ・外見支援専門スタッフの配置（② e）
- ・企業等の経済的負担軽減策（③ f）
- ・がん患者等が働きやすい職場の登録と表彰、優良事例紹介（④ e）

5 就労支援対策のフォローアップについて

上記提言を実効性のあるものとするため、実施に当たっては、関係機関に協力を促すとともに、1 年以内に「がん患者等就労支援ネットワーク会議（仮称）」を設置し（少なくとも年に 1 回は開催）、その中で提言にある対策等の進捗状況を報告するものとする。

また、次期熊本県がん対策推進計画の策定に当たっては、国の就労支援対策を含め、当提言を参考とするとともに、策定時点の情勢を勘案し、内容を反映していただきたい。

（参考）検討の経緯等

日 時	内 容
平成 27 年 8 月 10 日（月）	(1) がん患者就労支援の取組みについて (2) 意見交換
平成 27 年 10 月 19 日（月）	がん患者等の就労支援の充実に向けた提言について

(参考資料)

- 1 がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書（概要）
- 2 がん患者等の就労支援に関する既存の各種支援ツール
- 3 相談員向けがん患者就労支援関連アンケートの結果（概要）
- 4 企業団体向けがん患者就労支援関連アンケートの結果（概要）

がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書 概要

「らしく、働く ～仕事と治療の調和に向けて～」

参考資料 1

平成24年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画では、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が新たに加えられ、重点課題として「働く世代へのがん対策」が位置づけられるとともに、がん以外の患者へも配慮しつつ、3年以内にがん患者等の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、社会的理解の推進や就労支援策を講じることとされた。

がん患者・経験者とその家族の就労に関するニーズ・課題

○ がん患者・経験者（がん患者等）とその家族

- ・がんや治療に伴う身体的・心理的・社会経済的な問題
- ・病状等の説明力が十分ではない
- ・相談先がわからない
- ・職場等に病状を伝えるににくい

○ 小児がん経験者

- ・晩期合併症による就労が難しい
- ・自立性や社会性の獲得が十分ではない
- ・就学、進学、就労の連携が十分ではない
- ・既存施策が十分に活用されていない

○ 医療機関

- ・がん患者等の就労ニーズの把握が十分ではない
- ・就労継続を意識した説明、声かけが十分ではない
- ・就労支援に関する知識、技量、情報が十分ではない
- ・職場との情報共有が十分ではない

○ 企業

- ・がんは私傷病であるため、手厚い対応が難しい
- ・相談体制、情報が十分ではない
- ・病状の把握が難しい
- ・主治医と産業保健スタッフ（産業医・保健師等）との連携が十分ではない
- ・経営的な負担がある

○ その他

- ・国民のがんに対する知識が十分ではない
- ・関係者の連携が十分ではない
- ・活用可能な制度の周知が十分ではない

相談先がわからない、活用できる既存の制度・仕組みを知らない。

就労支援の取組

○がん患者・経験者とその家族

自身ができることを伝える

- ・自身の病状を理解し、自分ができることや配慮して欲しいことを明確に伝える

小児がん経験者

- ・拠点病院や小児がん拠点病院等の相談支援センターの活用
- ・HWの就職支援メニューの活用
- ・HWにおける企業との効果的なマッチング



○ がん診療連携拠点病院



「今すぐに仕事を辞める必要はない」と伝える取組

- ・がん患者の就労に対するニーズの把握
- ・就労継続を意識した治療方針説明の強化
- ・就労に関する知識を有する専門家（社会保険労務士等）と連携した相談対応
- ・土曜・休日の診療の試行的取組・医療従事者や相談員に対する研修の実施
- ・患者会との連携

○ 企業



がん患者等の人材活用

- ・がん患者との認識の共有
- ・がん患者と主治医と産業保健スタッフ（産業医・保健師等）が連携した病状、配慮事項の共有
- ・地域窓口（地域産業保健センター）と連携した相談支援、人材育成の体制整備
- ・従業員に対する研修の実施

○ ハローワーク（HW）等

就職支援制度の周知と活用の推進

- ・がん患者等に対する就職支援モデル事業の拡充
- ・就職支援に関するノウハウ・知見の共有
- ・就職支援メニューの活用推進
- ・チーム支援
- ・トライアル雇用奨励金
- ・ジョブコーチ支援制度
- ・特定求職者雇用開発助成金
- ・産業保健総合支援センターの活用推進

○ その他（国民の理解・国の取組等）

がんと就労の理解と関係者の連携の促進

- ・国民への普及・啓発
- ・情報発信
- ・がん教育
- ・好事例の収集及び当該企業の表彰による後押し
- ・市民公開講座の活用

等

等

等

等

等

病気になっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築

がん患者等の就労支援に関する既存の各種支援ツール

支援ツール名	対象者	概 要
がんと仕事のQ & A	がん患者向け	「治療と就労に関するネット調査」に寄せられた体験者の声をもとに、研究班の患者作業部会と専門家が作成したQ & A 集。 第1章 診断から復職まで 第2章 復職後の働き方 第3章 新しい職場への応募 第4章 お金と健康保険 第5章 家事や子育て ※2012年「治療と就労の両立に関するアンケート調査」結果報告書で意見があった意見に対応。
企業のための「がん就労者」支援マニュアル	企業向け	がん診断を受けた従業員を支援するときに生じるさまざまな課題に向け、事業場として対応する際の一助になるよう作成されたもの。 第1章 治療と就労の両立に向けた、職場における具体的な対応方法・ヒントー上司・同僚にできることー 第2章 円滑に対応するための職場づくりー人事労務にできることー 第3章 がん就労者の就労を支援するために必要な事業者の役割ー事業主にできることー
がんをもつ労働者と職場へのより良い支援のための12のヒント 「治療と就労の両立」支援のための産業看護職向けガイドブック	産業保健スタッフ向け	がんをもつ労働者と職場を支援するためのヒントを産業看護職向け(主に事業所)にまとめたもの。 「がんと就労」に関する基本的な知識、本人への支援、上司・同僚への支援、人事労務との連携、産業保健チーム内及び外部医療機関との連携、支援事例 等
嘱託産業医中心に産業看護職・人事労務も必読～「がん就労」復職支援ガイドブック	産業医向け	産業保健専門家ががん患者の就業をサポートする際にどういった点に注意・着目しているのかの「考え方」のエッセンスをまとめたもの。 病気休業開始及び休業中の対応、主治医による職場復帰可否の判断時の対応、職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成時の対応、最終的な職場復帰の決定時の対応、職場復帰後のフォローアップ時の対応
MSWがおこなうがん患者への就労支援相談(医療ソーシャルワーカー向け事例集)	がん相談員向け	がん患者さんへの就労支援相談の具体的事例にもとづき、治療と就労の両立に向けて現場の医療ソーシャルワーカーがどのように対応したらよいかなどをまとめたもの。 医療ソーシャルワーカーの役割、患者と職場の関係強化のためのコミュニケーション支援等
事例に学ぶ：がん患者の就労支援に役立つ5つのポイント	医師向け	がん患者の就労のための積極的な支援を行っている医師に調査を行い、好事例をまとめたもの。 患者の仕事に関する情報収集、医療職の幅広いサポート、希望に応じた受診・治療、治療の仕事への影響の説明、職場復帰への工夫や職場の理解を得るための助言

相談員向けがん患者就労支援関連アンケートの結果（概要）

平成27年8月 熊本県健康づくり推進課

対象 熊本県がん診療連携協議会相談支援・情報連携部会がん相談員ワーキンググループ
所属のがん相談員等

期間 平成27年5月～6月

方法 がん相談員等へアンケートの直接実施及びメールにより回答票を収集した。

有効回答数 25（看護師12、メディカルソーシャルワーカー11、その他2）

【概要】

- がん患者等の就労相談の頻度は、拠点病院の相談員の約7割が2週間に1回以上であり、相談内容は「お金と健康保険」が最も多く、次に「就労の継続（治療と仕事の両立等）」であった。
- 拠点病院の相談員の約8割が相談時の対応に気を配っているが、約8割は、外部との連携、職場への関与、復職支援等で相談時に困ったことがあると回答。

＜就労時に気を付けていることの例＞

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ○相談者への説明・確認 | ○相談の心構え |
| すぐに退職等を決断しないように説明。 | 就労継続の意思を大切にする。 |
| 本人の意思、働く意味などをよく聞く。 | 就労継続の背景に目を向ける。助言は相談者の情報だけで断定しない。 |
| 現在の病態、症状や治療の理解、今後の見通しを含めた有害事象を確認する。 | 治療継続、モチベーションに関わるため、傾聴・受容と十分に時間をとるよう調整。 |
| 本人以外の家族の思いを確認する。 | 医師から治療スケジュール副作用などを説明するよう調整。チームで関わる。 |
| 職業、仕事内容、勤務体制、職場の地位、周囲の協力、就業規則などを確認する。 | |

＜就労相談で困ったことの例＞

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ○外部との連携 | ○復職支援 |
| 外部の機関との連携の手段が分からない。 | 復職支援などで共通の診断書がない。 |
| ○職場への関与 | ハローワークに就労情報がなかった。 |
| 職場に病気のことをどこまで伝えるか。 | ○その他 |
| 職場との話し合いに介入できていない。 | 仕事を辞めることを前提に話される。 |
| 配置換えが困難で解雇された。 | 自営業の方への対応が分からない。 |

- 就労支援策がある拠点病院は19病院中5病院であり、実際に外部機関との連携の経験のある相談員は約6人に1人であった。

＜実施している就労支援策＞

- 院内で若者ががん相談室を週1日開催。・がんと診断された時の声かけ（辞めないように伝える）。
- 入院手続き時に、相談できる場所が院内にあることを紙で伝えている。
- 地元ハローワークと連絡を取り合うことを確認。・疾病手当金や雇用保険など制度利用を積極的に説明。・他院に研修に行き、取組みを学ぶ。・関係制度の情報収集・知識の向上を図る。
- がんと就労の冊子を利用するなどしている。

- 現在、相談員が必要と感じている就労支援は「就労の継続（治療と仕事の両立支援等）」、「お金と健康保険」、「体調・副作用」に関することであった。

＜就労支援対策に関する意見＞

- 対応手段、サポート先の具体的内容を知りたい（マニュアル等の周知徹底）
- 各関係機関への周知、相談・連携窓口の決定とともに、がん相談支援センターも就労相談の窓口であることを周知する必要がある（連携、役割分担等の実施）
- 相談員が相談できる場がほしい（スーパーバイザーの養成、相談員の質の向上）
- 病院、患者、企業、地域、社労士、ハローワークを含めた意見交換ができる場を設定して欲しい（関係者との連携及び意識啓発）
- 職場へのがんに対する啓発活動（企業等への意識啓発）

企業団体向けがん患者就労支援関連アンケートの結果（概要）

平成27年10月 熊本県健康づくり推進課

対象 熊本県内に所在する企業・団体

期間 平成27年7月24日～平成27年8月31日

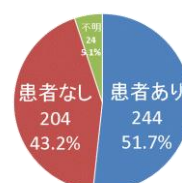
方法 商工団体等への依頼、インターネット掲載による不特定多数から、FAX又はメールによる回答票を収集した。

有効回答数 472（福祉21%、建設業15%、製造業14%、医療12%、サービス業等12%）

従業員規模 10人未満8%、10～49人47%、50～99人15%、100人以上28%

【概要】

- がん患者がいると答えた企業等は約5割（右図※）で、がんに関与した従業員がいる企業等の就労状況は「退職せずに就労を継続している」との回答が約9割を占めた。
※がん患者がいると答えた割合は、規模が大きい企業等ほど多い傾向あり。



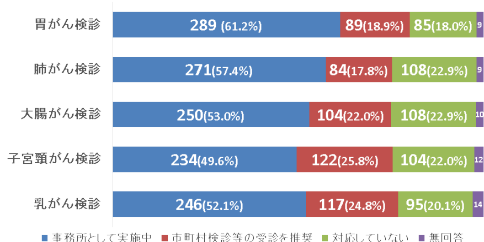
- 休職・休暇制度等に関しては、以下のとおり。

	私傷病休暇・休職制度	時間単位の年次有給休暇制度	勤務形態変更制度	配置転換・異動制度
あり	68.2%	56.8%	35.4%	34.7%
なし	29.7%	42.8%	62.5%	64.4%

※規模が大きいほど、休暇・休職制度、勤務形態変更、配置転換等の制度があると回答したが、時間単位の年次有給休暇は、規模が小さい方がやや多い傾向あり。

- 仕事と治療の両立できる職場づくりの必要性は、約8割が必要性を感じると回答。課題は、代替要員の確保、休業中の賃金支給等の金銭的な保障、長期間働けない従業員の社会保険料の事業主負担などの経済的負担、病気そのものや治療の内容、仕事への影響の不透明さ、柔軟な勤務制度の整備が困難の順で多かった。
- 必要性を感じる内容は、特に多かった回答は、「主に必要となる就業上の配慮」、次いで「他社での取り組み事例」であった。また、企業、労働者が相談できる窓口、国や県における施策動向、がんそのものの基本的な情報も25%以上の企業等が知りたいと回答。
- 普及啓発・情報提供の方法は、リーフレット、ホームページ、セミナー・講演会の順であった。

- 正社員・正職員に対する各種がん検診を受診する機会の提供は、事業所として実施中、市町村検診等の受診を推奨していると回答した割合は、「胃がん検診」で80.1%、「肺がん検診」で75.2%、「大腸がん検診」で75%、子宮頸がん検診で75.4%、「乳がん検診」で76.9%であった。



- がん患者を「採用しない」と回答した企業等は、治療中の場合で約12.3%、治療済みの場合で約1.9%であった。

- がん患者の就労支援で力を入れてほしいことでは、企業・団体や患者に対する経済的支援に関すること（約5割）、がんに関する情報や産業医等との連携に関する情報（約2割）、よい労働環境を作るための企業・団体等への啓発（約1割）、企業や患者向けの相談窓口（約1割）が挙げられた。

＜関連制度の認知度＞

- くまもとスマートライフプロジェクト（20.5%）、
- 熊本県がん予防対策連携協定企業・団体（13.3%）、
- がん診療連携拠点病院（34.7%）、
- がん相談支援センター（33.7%）、
- がんサロン（29.7%）、
- 緩和ケア（66.1%）